

## 鹿児島工業高等専門学校特別聴講学生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第60条第3項の規定に基づき、特別聴講学生について必要な事項を定めるものとする。

### (入学資格)

第2条 他の高等専門学校、短期大学、大学又は外国の大学（以下「大学等」という。）の学生で、本校における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。

### (入学時期)

第3条 特別聴講学生の入学時期は、原則として、学年又は学期の初めとする。

### (出願手続き)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、別に定める期日までに各単位互換協定に基づく必要書類を所属の大学等を通じて、校長に提出しなければならない。

### (入学許可)

第5条 特別聴講学生の入学の許可は、校長が決定する。

### (履修科目)

第6条 特別聴講学生が履修できる科目は、原則として、実験、実習を除く学科の第4学年以上に配当された一般科目、専門科目及び専攻科の一般科目、専門共通科目、専門科目及び別に定める短期交流プログラムとする。

### (検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料及び入学料は徴収しない。

2 授業料は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則第2条に規定する額とする。ただし、当該他大学等との単位互換協定により、相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

### (単位の認定)

第8条 履修科目に係る単位の認定は、本校の学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則又は、鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則に基づいて行う。

(単位修得等証明書)

第9条 特別聴講学生には、履修した科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学)

第10条 本校の学則及び諸規則等に違背した者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることができる。

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本校の学則及び諸規則を準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。